

安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を供給するため、生産段階において安全な飼料を正しく使うことが重要です

○安全な飼料を正しく使うポイント

- BSEの発生を防止する
 - ・反すう動物（牛、めん羊、山羊など）には動物性タンパクを給与しない（「A飼料」「牛用飼料」「反すう動物用飼料」と表示されている飼料を用いる）
- 混合飼料や飼料添加物は、表示や飼料の状態を確認して利用する
 - ・対象動物、使用上及び保存上の注意、添加可能な飼料の種類と量などを遵守する
- 粗飼料は農薬残留や異物混入、カビの発生に注意する
 - ・購入元への農薬使用状況の確認や、給与前に異物やカビの有無を確認する
- 食品残さ等利用飼料は、異物の混入、腐敗、細菌の増殖に注意する
 - ・かびの発生、腐敗等が見られるものは使用しない
- 飼料の使用記録を付ける
 - ・飼料の使用年月日、家畜の種類、飼料の名称、使用量、購入年月日や購入元の名称等を帳簿へ記載及び飼料表示票を保管する
（保存期間の目安は、肉用鶏2年、採卵鶏5年、豚2年、牛8年です）

*飼料添加物については表1、表2を参考にして下さい



家畜の病気に関するお問合わせは 山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166

FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5544-7868 または090-5535-8005

表1 飼料添加物の概要

(平成28年3月1日現在)

用途	類別	飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止	抗酸化剤	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール(3種)
	防かび剤	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム(3種)
(17種)	粘結剤	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、プロピレングリコール など(5種)
	乳化剤	グリセリン脂肪酸エステル、シヨ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル など(5種)
飼料の栄養成分の有効成分の補給	調整剤	ギ酸(1種)
	アミノ酸	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン など(13種)
(87種)	ビタミン	ビタミンA、ビタミンE、イノシトール、塩化コリン など(33種)
	ミネラル	塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム など(38種)
飼料が含有する有効成分の促進	色素	アスタキサンチン、β-アポ-8'-アカロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン(3種)
	合成抗菌剤	アンプロリウム、エトパベント・スルファアキノキサリン、クエン酸モランテール など(6種)
着香料	抗菌質	亜鉛バジトラジン、アピラマイシン、エフロトマイシン、エンラマイシン など(17種)
	着香料	着香料(エステル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノール類、フェノール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)(1種)
(52種)	呈味料	サクカリンナトリウム(1種)
	酵素	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ など(12種)
有機酸	生菌剤	エンテロコッカス、フェカリス、エンテロコッカスフェシウム など(11種)
	有機酸	フマル酸、グルコン酸ナトリウム など(4種)
(合計 156種)		

の飼料添加物は、与えてよい飼料の種類(対象家畜等)や添加してよい量が定められています。

※飼料の適正使用について、詳しくは家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。

また、以下のホームページも参照して下さい。

農林水産省消費・安全局 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>)

(社) 日本化学飼料協会 (<http://kashikyo.lin.gr.jp/guideline.html>)

(独) 農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp/index.html>)

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 (http://www.naro.affrc.go.jp/niah/disease_poisoning/)

表2 抗菌性飼料添加物を添加してよい飼料及び添加可能量 (H28.3.1現在)

区分欄	飼料添加物名	単位	鶏(プロイラーを除く)用		豚用		牛用					
			幼すう用	中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼畜期用	肥育期用	
第1欄	アゾノリン	g	700	400-250	40-250	40-250						
	エトパベント	g	700	2.56-16	2.56-16	2.56-16						
第2欄	セデニ	g力価	50	25	25	25						15
	チコキナ	g	20-40	20-40	20-40	20-40						
第3欄	チコキナ	g力価	80	80	80	80						30
	チコキナ	g	40	40	40	40						30
第4欄	チコキナ	g力価	80	80	80	80						30
	チコキナ	g	75	75	75	75						33
第5欄	チコキナ	g力価	16.8-168	16.8-168	16.8-168	16.8-168	30	30	30	30	30	16.8-168
	チコキナ	g力価	2.5-10	2.5-10	2.5-10	2.5-10	10-40	10-40	10-40	10-40	10-40	10-40
第6欄	チコキナ	g力価	1-10	1-10	1-10	1-10	2-16	2-16	2-16	2-16	2-16	2-16
	チコキナ	g力価	2.5-10	2.5-10	2.5-10	2.5-10	2.5-20	2.5-20	2.5-20	2.5-20	2.5-20	2.5-20
第7欄	チコキナ	g力価	5-15	5-15	5-15	5-15	10-20	10-20	10-20	10-20	10-20	10-20
	チコキナ	g力価	1-5	1-5	1-5	1-5	2-10	2-10	2-10	2-10	2-10	2-10
第8欄	チコキナ	g力価	5-55	5-55	5-55	5-55	11-44	11-44	11-44	11-44	11-44	11-44
	チコキナ	g力価	10-55	10-55	10-55	10-55	5-70	5-70	5-70	5-70	5-70	20-50
第9欄	チコキナ	g力価	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20
	チコキナ	g力価	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20	2-20

注1 対象飼料とは、次のものをいいます。

- 鶏(プロイラーを除く)用
 - 幼すう用 ぶ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料
 - 中すう用 ぶ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料
 - 前期用 ぶ化後おおむね3週間以内のプロイラー用飼料
 - 後期用 ぶ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのプロイラー用飼料
- 豚用
 - ほ乳期用 体重がおおむね30kg以内の豚用飼料
 - 子豚期用 体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚(種豚育成中)のものを除く。用飼料
- 牛用
 - ほ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料(モネンシンナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。)
 - 幼畜期用 生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料
 - 肥育期用 生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)用飼料

注2 表中の値は、飼料1トン当たりに含むことができる有効成分量です。

注3 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、食用に出荷する前7日間は家畜に与えては避け、(ただし、おおむね6ヶ月以上の肥育牛に、肥育期用の配合飼料を与える場合は除く。)